

○立命館宇治高等学校スポーツ能力優秀者（陸上競技女子長距離）特別奨学金規程

2006年3月29日

規程第682号

（名称）

第1条 立命館宇治高等学校（以下「本校」という。）に、立命館宇治高等学校スポーツ能力優秀者（陸上競技女子長距離）特別奨学金（以下「奨学金」という。）を設ける。

（目的）

第2条 本制度は、陸上競技女子長距離において特段に高いスポーツ能力を有する者を選抜し、その競技力の向上および学力の両立を促し、本校スポーツ活動の高度化・活性化を促進することを目的とする。

（出願資格）

第3条 奨学金を受給する者（以下「奨学生」という。）は、陸上競技部への入部を希望する者で、本校入学試験要項に定める推薦入学試験で本校を受験し、合格した者とする。ただし、奨学生となろうとする者は、競技能力、成績等による出願資格審査を事前に受けなければならない。

（選考委員会）

第4条 選考委員会（以下「委員会」という。）を本校におく。

2 委員会は、奨学生の選考基準、採用選考、取消等の決定および奨学金返還の審査を行う。

3 委員会は以下の構成とする。

委員長 校長

委員 一貫教育担当常務理事、副校長、教頭、事務長および校長が指名する者

（一貫教育委員会への報告）

第5条 委員会は、前条第2項の審査結果を一貫教育委員会に報告する。

（金額および給付）

第6条 奨学金の給付額は、学費（入学金、授業料および教育充実費）相当額とする。

2 奨学金は、原則として3年生まで毎年継続して給付する。ただし、毎年度、競技実績、成績等による資格審査を行うものとする。

（採用人数）

第7条 採用人数は、2名を原則として、毎年度、判断する。

（審査）

第8条 奨学金支給の継続、取消、返還等は、附属校校長会の議を経て校長が行う。

(取消)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、資格を取り消すことができる。

- (1) 学籍を失ったとき
- (2) 当該クラブを退部したとき
- (3) 疾病などのために就学の継続が不可能なとき
- (4) 虚偽の申請または不正な方法により奨学金を受けていたとき
- (5) その他、奨学生として不適当と認められるとき

(返還)

第10条 奨学生が、前条各号のいずれかに該当する場合、奨学金の返還を求めることができる。

(併給)

第11条 奨学生は、本校の他の奨学制度による奨学金を受けることができない。

第12条 削除

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2007年4月25日 奨学生の対象の変更に伴う一部改正)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月12日 組織改革に伴う一部改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年10月15日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2008年10月15日から施行する。